

世界におけるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)の取り組み

— 国際社会で揺れ動くSRHR —

勝部 まゆみ

(公益財団法人ジョイセフ 業務執行理事・事務局長)

はじめに

この数年、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR:性と生殖に関する健康と権利)という言葉が、日本のメディアでもよく取り上げられるようになった。日本におけるSRHRの課題や、SRHRとは切り離すことができない深刻なジェンダー格差について報道され、若い世代が改善を求めて声を上げるようになっていく。

SRHRはすべての人にとっての健康と権利である¹が、女性の自己決定権を尊重し、生涯にわたる性と生殖に関する権利を保障するという、女性の基本的人権として説明されることが多い。また、SRHRは生殖可能な時期だけでなく、思春期や更年期、老年期を含む、ライフサイクルを通して幅広く性と生殖の健康を保障する概念で、その内容は多岐にわたる。2018年に、米国のグッドマッハー研究所と英国の医学誌ランセットによる委員会が発表した以下の説明がわかり易い²。

- 自分の身体は自分のものであり、プライバシーや個人の自主性が尊重されること
- 自分の性的指向、ジェンダー自認、性表現を含めたセクシュアリティについて自由に定義できること
- 性的な行動をとるかとならないか、とるなら、その時期を自分で決められること
- 自由に性のパートナーを選べること
- 性体験が安全で楽しめるものであること
- いつ、誰と、結婚するか、それとも結婚しないかを選べること
- 子どもを持つかどうか、持つとしたらいつ、どのように、何人の子どもの持つかを選べること

つ、どのように、何人の子どもの持つかを選べること

- 上記に関して必要な情報、資源、サービス、支援を生涯にわたって得られ、これらに関していついかなる時も差別、強制、搾取、暴力を受けないこと

この概念が国際的に広く提唱されたのは、1994年にエジプト、カイロで開催された国連主催の国際人口開発会議(ICPD: International Conference on Population and Development、一般にカイロ会議とも呼ばれる)であった。成果文書の「行動計画(PoA: Programme of Action)」で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(RHR)が、初めて明文化されたが、多様な価値観、文化、宗教、政治体制の国々が集まる国際社会の複雑さを反映し、セクシュアル・ライツという言葉は使われていない。また、会議は人工妊娠中絶を巡って紛糾した。妥協案として、「中絶は家族計画の一手段として推進しない」また、「すべての政府は、家族計画サービスの拡大と改善を通じ、妊娠中絶への依存を軽減するように求められる」という内容が盛り込まれた。女性、思春期の女性、女兒を差別するすべての慣行、あらゆる形態の搾取、虐待、暴力、児童婚や女性性器切除(FGM)などの有害な慣習を排除するための措置を講じることや、若者の性と健康の重要性も言及された。こうして、留保条件付きであるが、「行動計画」は最終的に全会一致で採択された³。

翌年の1995年に北京で開催された国連世界女性会議(北京会議)は、ICPDで合意され

たRHRは女性の人権であるという内容をさらに強調し促進させた。また、中絶に関しては、各国政府に対して、非合法的な中絶を行った女性に対して、処罰を課す法律を見直すよう求めており⁴、ICPDからより踏み込んだ内容となった。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) への道のり

ICPDで提唱されたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ (RHR) という概念が示された背景と、ICPDに至る経緯は、どのようなものだったろうか。

(1) 人口爆発の脅威

1960年代以降、急速に増加する開発途上国の人口が、社会・経済の発展や食料、資源、環境に深刻な影響を与えるとの危機感から、人口問題の解決が国際社会の重要課題として認識され、国連や先進諸国、国際NGOからの開発途上国に対する援助が強化されていった。その結果、多くの開発途上国が家族計画プログラムを導入し、女性は「出生数」をコントロールする対象として見なされ、家族計画が人口増加を抑制する手段となっていった。しかし、成果を急ぐあまり、強制的・半強制的避妊や不妊手術、中絶を行うなど、女性のニーズはおろか、人権や尊厳を無視したものが少なくなかった。

(2) 「数 (マクロ)」から「個人の人権 (ミクロ)」の視点へ

次第に、国によるトップダウンの人口増加抑制政策に対する反発が強まり、自分の体は自分自身のものと主張する女性たちの声が、世界的に高まっていった。同時に、強制的・半強制的な人口増加抑制政策への反省や改善の試みが、国際会議の場でも議論されるようになった。

人口問題に人権という考え方が取り入れられたのは、1968年テヘランで開催された人権に関する国際会議と1974年にブカレストで開催された世界人口会議である。テヘランの会議では、家族計画は「親 (parents)」の基本的な人権であると明言され、ブカレストでは、「親」に代わって、「人々 (persons)」の人権であるとされた⁵。さらに、人口増加は、開発

の遅れや貧困の原因ではなく、開発の遅れや資源の不公正な分配が、貧困を生み、人口増加を招いているという議論もされた⁶。

こうして、人口と開発の課題を「数 (マクロ)」の問題として捉える考え方から、「個人の人権と健康 (ミクロ)」の視点から考えるICPDや北京会議への道筋がつくられていった。

ICPDの成果のひとつは、非政府組織 (NGO: Non-Governmental Organization) の参加が認められ、女性団体を含むNGOの発言や活動が、「行動計画」の内容に大きな影響を及ぼしたことである⁷。ICPDを契機に、開発課題の解決にNGOをはじめとする市民社会の役割が重視されるようになっていき、政府や国連・国際機関と国際・国内NGOとの連携が促進され、SRHR分野の国際協力にもNGOの知見が活かされるようになった。その結果、保健施設や機材のハード面だけでなく、妊産婦ケアや母子保健、家族計画のサービスの充実や正確な情報提供、コミュニティーの保健ボランティアの養成、住民や思春期の若者への啓発活動、男性の参加促進、ジェンダー主流化等々、SRHRの改善のための様々な活動が展開された。

ICPDから25年となる2019年11月、国連人口基金 (UNFPA)、ケニア政府、デンマーク政府が共催し、170カ国の政府機関、市民社会、ユース団体、企業などから約 8300人が参加してICPD+25 ナイロビサミットが開催された。25年の進展と未だに残るSRHRの課題が確認され、各国の政府、国連・国際機関、市民社会が、人権としてのSRHRのさらなる推進に、強い決意とコミットメントを表明した。

(3) ミレニアム開発目標 (MDGs: 2001 ~ 2015) と持続可能な開発目標 (SDGs: 2016 ~ 2030)

2000年に国連で採択されたミレニアム開発目標 (MDGs) は当初、保守派による政治的バックラッシュを受けて、女性の健康を決定づけるRHRに関して言及することなく、妊産婦の健康の改善に限定されたことが厳しく批判された。その後、リプロダクティブ・ヘルス (RH) サービスの普遍的アクセスが必要であるとして、2005年に「2015年までにRH

に対する普遍的アクセスを実現する」というターゲットが加えられたが、このターゲットに対する指標が正式に確定したのは、2007年であった⁸。妊産婦死亡やRHサービスの改善は、国・地域間で格差が大きく、未達成の課題としてSDGsに引き継がれた⁹。

2016年から2030年までの国際的合意である持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）は、ICPDの行動計画と北京会議の行動綱領を踏襲して策定されている。SRHR分野の達成すべき目標とターゲットが、SDG3（健康）とSDG5（ジェンダーの平等）に明確に言及され、ジェンダーの平等、女性のエンパワーメントとともに、SDGsの達成に不可欠な要素として位置付けられた。

その後、国際社会は新型コロナウイルス感染症という未曾有の世界的パンデミックを経験し、その中で女性と少女のSRHRも、後述するように危機的状況を迎えることになる。しかし、その前に、SRHRの動向のみならず、国際保健にも大きな影響を与えてきた米国のメキシコシティ政策（GGR：グローバル・ギャグ・ルール）について触れておきたい。

政治、宗教、紛争、災害に翻弄される女性のSRHR

1. 人工妊娠中絶を巡る世界の状況

(1) メキシコシティ政策（GGR；グローバル・ギャグ・ルール）

米国では、共和党と民主党が、それぞれプロライフ（胎児の生命尊重という理由から、中絶に反対）とプロチョイス（女性の選択権を重視し、中絶を容認）の立場を取り、大統領選挙でも、中絶問題は、常に最も大きい争点のひとつとなっている。

メキシコシティ政策は、1984年、メキシコシティで開催された国際人口会議で、当時の共和党のレーガン政権が初めて導入、通称グローバル・ギャグ・ルール（GGR：口封じの世界ルール）」と呼ばれる。これは、米国の資金援助を受けているNGOなどの組織・団体は、その国で合法でも、①人工妊娠中絶手術、②中絶に関するカウンセリングや医療機関の紹介、そして③規制を緩和し合法かつ安全な中絶を可能にするよう求める活動を規

制し、これらに資金を使わないことを約束する（妊娠の継続が命の危険にかかわる場合、レイプ、近親姦による場合、そのカウンセリングや中絶後のケアはGGRの対象とならない）というものであった。これ以降、GGRは、共和党と民主党の政権交代に伴い、導入と廃止が繰り返されてきた。

2017年にトランプ大統領が就任すると、GGRが再導入され、より厳しい規制が課せられた。米国以外からの資金の用途も規制し、規制を受け入れない場合、資金の打ち切りは、家族計画、母子保健、栄養、HIV/エイズ、マラリア、結核等の感染症の治療・予防などにも影響するというものであった。

世界最大の保健医療分野の支援国である米国は、GGRを導入する度に、SRHRを推進する国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）はじめ、各国NGOへの資金援助を大幅に削減した。過去にもGGRは、中絶を規制する政策にも関わらず、むしろ家族計画へのアクセスを制限することによって、意図しない妊娠と安全でない中絶が増えたと報告されており、GGR導入の影響は、特に開発途上国の女性や少女にとって、非常に深刻なものであった¹⁰。

(2) 人工妊娠中絶に関する各国の動き

ICPD以降、世界各国で、人工妊娠中絶の合法化、あるいは規制の見直しの動きが進み、50カ国以上が中絶に関する条件をSRHRの視点から徐々に望ましい方向に緩和した。しかし、女性の命の危険や健康リスク、性暴力による妊娠などの特定の理由が条件となっている国は多い¹¹。

最近の出来事としては、まず、厳格なカトリック教徒が多数を占めるアイルランドで、2018年5月、人工妊娠中絶を禁じる憲法条項撤廃の是非を問う国民投票によって、中絶が合法化された¹²。2020年12月末、アルゼンチン議会上院が、妊娠14週目までの人工妊娠中絶を認める法案を可決し、中絶が合法化された¹³。同じく中南米のカトリック教徒が多数を占めるコロンビアの憲法議会が、2022年2月に妊娠24週までの人工妊娠中絶を合法化する判断を下したことは歴史的判決であった¹⁴。ニュージーランド議会では、2020年3月、

1977年に施行された犯罪に関する法律から中絶を除外、人工妊娠中絶を犯罪ではなく健康問題として扱うとした¹⁵。また、韓国では、2019年の憲法裁判所の決定を受け、2020年9月28日の「国際セーフ・アポーション・デー」に、女性100人が「墮胎罪」の完全廃止を求める共同声明を発表し、2021年1月から、人工妊娠中絶が合法化された¹⁶。

一方、2020年10月に、ポーランドで憲法裁判所が胎児の異常を理由として行う人工妊娠中絶を違憲と判断。これにより、ほぼすべての中絶が禁止となった¹⁷。そして、予想されていたとはいえ、世界の注目を浴びた衝撃的な出来事が、2022年6月24日に米国連邦最高裁判所が「憲法は中絶の権利を与えていない」という判決を下したことであった¹⁸。半世紀前の1973年に、同じ最高裁の「中絶は憲法で認められた女性の権利」であるという判決を覆したこの判決は、女性の自己決定権を否定するものである。

現在、世界の妊娠可能年齢の女性の59%に相当する9億7,000万人の女性が、中絶が広く認められている国に住んでいる。一方、女性の41%は制限的な法律の下で生活しており、約7億人の生殖可能年齢（15～49歳）の女性が、安全で合法的な中絶ケアにアクセスできていない¹⁹。

2. 人道危機下のSRHR

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響

2020年、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が急速に拡大し、3月に世界保健機関（WHO）がパンデミックを宣言、先進国、開発途上国に関わらず、各国政府の資金はCOVID-19対策に集中し、通常の保健医療サービスの優先順位が下がる事態になった。世界各国で、保健スタッフの防護用具、医療資器材や避妊具・避妊薬等も入手困難となり、家族計画や産前産後ケアなどのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス（SRH）サービスも十分に提供できない状況が発生した。

ロックダウンや外出禁止・自粛などの対策が世界各地で実施された。休業や失業による経済的困窮、家庭内での食料不足、移動制

限などによる精神的ストレスが高まり、「陰のパンデミック」と呼ばれるドメスティック・バイオレンス（DV）やジェンダーに基づく暴力、性暴力が、193の国連加盟国全体で20%増えると推計された²⁰。

また、低・中所得国で死産と妊産婦死亡が約3割増えたことが明らかになった²¹。国連人口基金（UNFPA）の2021年3月の発表では、コロナ禍で、避妊したくてもサービスを受けられない女性が、世界で約1200万人増加し、その結果、意図しない妊娠は140万件増えると推計された。

さらに、経済的困窮により、多くの少女が教育の機会を奪われ、ユニセフによると、家庭の経済的負担を軽くするために、児童婚が今後10年間に1000万件増加すると予測されている²²。児童婚の増加に伴い女性性器切除（FGM）が増えるという懸念が現実のものとなっている²³。パンデミックによって、SRHサービスの推進や、児童婚をなくしFGMを撲滅するためのプログラムが中断や中止に追い込まれ、長年にわたって積み重ねた成果が失われようとしている。

(2) 世界各地の紛争、政変、そしてロシアによるウクライナへの軍事侵攻

パンデミック同様、紛争や政変、自然災害、その結果としての貧困などの人道危機下において、SRHサービスの重要性が増すにもかかわらず、優先順位が下がり、例えば避妊方法が入手しにくくなることも見過ごされがちである。家族や地域の保護を受けられなくなり、脆弱な立場に置かれた人々、特に女性と女兒は、性暴力を受けやすい状態に陥る。この結果、意図しない妊娠が増加することも懸念される。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が2022年2月24日に開始されて以来、ウクライナ国内外で避難を強いられている多くの女性が、人身売買や性暴力などの危機にさらされている。UNFPAウクライナ事務所によると、現在ウクライナでは、約26万5000人の女性が出産を控えているが、早産や合併症などのリスクが問題となっている。地下シェルターや地下鉄など、子どもと自らの命が危険にさらされる環境で出産せざるを得ない窮地に陥っ

ている女性も少なくない。性暴力やジェンダーに基づく暴力の報告も増加しているという²⁴。

また、2020年8月にアフガニスタンでイスラム原理主義組織のタリバンが全権を掌握して以来、女性の高等教育の禁止や就労の禁止、自由な外出が禁止され、女性が必要とするSRHサービスが受けにくくなるなど、女性の人権が侵害される状況が強く懸念されている。

人道危機の状況は、ウクライナやアフガニスタンだけでなく、シリアやイエメンで長引く内戦、2021年2月に発生した軍事クーデター以降のミャンマーなどで、弱い立場に置かれた女性や子どもへの影響は、計り知れない。

最後に

SRHRの根底にある女性の自己決定権を確立し守るための弛みない努力は、時にバック

ラッシュを受けながら、連綿と続いている。SRHRは、多くの国際条約や国際会議の合意である宣言や行動計画に明記され国際的合意を得た、女性の、そしてすべての人々の基本的人権である。それにもかかわらず、ICPDから四半世紀以上経つ今も、女性に対する不平等な社会規範、文化、宗教、制度、政策、法律、国・社会・家族からの圧力、そこから生じるSRHRに関する情報、知識、サービスの不備、不足などの状況は各国で共通した課題である。国内外の政治や宗教の対立、紛争、災害等によって、自分の身体は自分のもの、というごく当たり前の自己決定権は、いとも簡単に奪われてしまう危うい状況にある。

その結果、多くは開発途上国で、毎年何百万人もの女性と女兒が生涯にわたる傷を受け、疾病に苦しみ、命を失っている。この状況を変えていくために、SRHRを推進し続ける強固な意思が、国際社会に求められている。

リプロダクティブ・ヘルス（カイロ会議「行動計画」7.2より）

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつことを意味する。

リプロダクティブ・ライツ（カイロ会議「行動計画」7.3より）

すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由に責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利。さらに、それを可能にする情報と手段を得て、その方法を利用することができる権利。女性が安全に妊娠・出産でき、また、カップルが健康な子どもをもてる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。

以下は、公益財団法人ジョイセフがわかり易い説明を試みたもの

ジョイセフ Website : <https://www.joicfp.or.jp/jpn/know/advocacy/rh/>

セクシュアル・ヘルス

自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていること。

リプロダクティブ・ヘルス

妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、心身ともに満たされ健康にいられること。

セクシュアル・ライツ

セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のこと。

自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）を自分で決められる権利。

リプロダクティブ・ライツ

産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利。

妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利（自己決定権）。

- 1 SRHRの定義については、閉み参照。
- 2 斎藤文栄・福嶋雅子『「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) の新定義」のポイント』季刊セクシュアリティ 107号、2022年7月、pp. 8 - 17、エイデル研究所
- 3 現在では、国連、国際機関、国際NGO等の文書にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツと表記されることも多く、日本でも、内閣府、外務省、メディアで使われている。
- 4 第4回世界女性会議 行動綱領 (総理府仮訳) 第IV章 戦略目標及び行動 C 女性と健康 戦略目標106 (k) https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4-C.htm
- 5 「世界のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを目指す道のり 1968-2021」2021年3月 日本語追補版 監修 芦野由利子 公益財団法人ジョイセフ 2021 (日本語追補・改訂版)
- 6 阿藤誠、「現代人口学—少子高齢化社会の基礎知識」、日本評論社、2000年、p.65
- 7 阿藤誠「国際人口開発会議 (カイロ会議) の意義」人口問題研究 (Journal of Population Problems)950-3 (1994.19) p. 4
- 8 Lucia Berro Pizzarossa, “Here to Stay: The Evolution of Sexual and Reproductive Health and Rights in International Human Rights law”, Department of Transboundary Legal Studies, University of Groningen, 9712EA Groningen, The Netherlands, p10. file:///C:/Users/mkats/Downloads/laws-07-00029%20 (1) .pdf (2022年7月31日検索)
- 9 UN Department of Public Information、国連ミレニアム開発目標報告2015、https://www.un.org/files/14975_2.pdf
- 10 勝部まゆみ「グローバル・ギャグ・ルール (GGR) がセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) に与える影響」、国際人権ひろば No. 139、2018年5月、ヒューライツ大阪、JOICFP、“RH+” No. 19、July 2017 <https://www.joicfp.or.jp/jpn/wp-content/uploads/2017/12/RH19.pdf>
- 11 The Center for Reproductive Rights, Accelerating Progress: Liberation of Abortion Laws since ICPD. <https://reproductiverights.org/wp-content/uploads/2020/12/World-Abortion-Map-AcceleratingProgress.pdf> (2022年7月31日検索)
- 12 https://www.huffingtonpost.jp/2018/05/27/ireland-abortion_a_23444427/HUFFPOST、2018年06月08日
- 13 国際家族計画連盟 (IPPF)、<https://www.ippf.org/jp/news/historic-moment-argentina-legalizes-abortion>、アムネスティ インターナショナル 2021年1月7日 https://www.amnesty.or.jp/news/2021/0107_9064.html
- 14 AFPBB News、2022年2月22日 <https://www.afpbb.com/articles/-/3391403>
- 15 JOICFP, “RH+ ” No. 27、June 2020 RH27 (joicfp.or.jp)
- 16 ニューズウィーク日本版、2021年1月10日、https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2021/01/post-95367_1.php
- 17 BBC News、2020年10月24日 <https://www.bbc.com/japanese/54655170>
- 18 BBC News、2022年6月25日 <https://www.bbc.com/japanese/61929747>
- 19 The Center for Reproductive Rights, World Abortion Law, <https://reproductiverights.org/maps/worlds-abortion-laws/> (2022年7月31日検索)
- 20 UNFPA, “Impact of the COVID-19 pandemic on Family Planning and Ending Gender-based Violence, Female Genital Mutilation and Child Marriage” , 27 April 2020, p.4, https://www.unfpa.org/sites/default/files/resource-pdf/COVID-19_impact_brief_for_UNFPA_24_April_2020_1.pdf (2022年8月3日検索)。加えて、ロックダウンの規制がより厳しいほど、「陰のパンデミック」のリスクが高くなることが調査結果から分析されており、2020年後半までに、各国で暴力が増加したエビデンスが示されている。Center for Global Development, “Violence Against Women and Children during COVID-19- One Year On and 100 Papers In: A fourth Research Round Up” , April 12, 2021, Shelby Bourgault, Amber Peterman, and Megan O’ Donnell <https://www.cgdev.org/publication/violence-against-women-and-children-during-covid-19-one-year-and-100-papers-fourth> (2022年8月3日検索)
- 21 The Lancet, “Effect of the COVID-19 Pandemic on Maternal and Perinatal outcomes: A systematic Review and meta-analysis” June 1, 2021, Barbara Chmielewska, and others, [https://www.thelancet.com/journals/langlo/article/PIIS2214-109X \(21\) 00079-6/fulltext](https://www.thelancet.com/journals/langlo/article/PIIS2214-109X (21) 00079-6/fulltext), (2022年8月3日検索)
- 22 UNICEF, “COVID-19: A Threat to progress against child marriage”, March 2021, <https://data.unicef.org/resources/covid-19-a-threat-to-progress-against-child-marriage/> (2022年8月3日検索)
- 23 UNFPA 「世界人口白書2021」
- 24 国際人口問題議員懇談会 (JFPF) 会合ウクライナにおけるUNFPAの緊急支援活動について報告 <https://tokyo.unfpa.org/ja/news/220405JFPFMeetingUkraineReport>、UNFPA、2020年4月5日